

災害時における対応について **保存版**

1. 台風等により大阪府全域または東部大阪、もしくは交野市に**暴風警報**が発令された場合

午前7時の時点で発令中・・・登校を見合わせて自宅待機します。

午前9時までに解除・・・・・・・・午前9時より登校します。小学校は集団登校します。2時間目より授業を行います。
※給食予定の日は、可能な限りの献立で実施します。

午前9時の時点で発令中・・・・・・・・臨時休業になります。

登校後に警報発令・・・・・・・・発令時点で臨時休業となり、速やかに下校します。小学校は集団下校します。

2. 大雨もしくは暴風、大雪等による**特別警報**が発令された場合

午前7時の時点で発令中・・・臨時休業になります。

休みの日に発令・・・・・・・・次の登校日は臨時休業になります。なお、学校並びに通学路等の安全が確認された場合、もしくは安全に学習できるように復旧すれば、保護者に連絡します。

登校後に発令・・・・・・・・交野市から発表される警戒レベルに従い、より安全な場所に避難誘導します。
児童生徒は原則引き渡しによる下校とします。「緊急時引き渡しカード」に記載の方が迎えに来るまで学校で待機させます。お迎えの方を確認の上帰宅させます。

3. 異常気象時（突発的に起こる局地的な大雨や雷等）の対応について

登校時に発生・・・・・・・・保護者の判断で安全を優先し、登校を見合わせてください。
連絡がとれる状況であれば学校にご一報ください。

下校時に発生・・・・・・・・下校を見合わせ、通学路の安全が確認されてから下校させます。小学校は集団下校します。状況によっては、保護者への連絡やお迎えを要請する場合もあります。

※土砂災害や洪水によって、登校が危険と判断されるときには、休校や登校時間を遅らせる措置をとります。
配信メールにて連絡いたします。

※交野市や大阪府から警戒情報が発表された場合、児童生徒が在宅時には、その指示に従って行動してください。
児童生徒が在校時に、学校が警戒レベル4（避難指示）に指定された場合は、指示に従い避難誘導します。
校区内で警戒レベル4が指示された場合は、当該地区の児童生徒は下校させず、学校に待機させます。

4. 地震発生時における対応について

(1)震度5弱以上の地震が発生した場合

在宅時に発生・・・・・・・・臨時休業になります。

休みの日に発生・・・・・・・・次の登校日は臨時休業になります。なお、学校並びに通学路等の安全が確認された場合、もしくは安全に学習できるように復旧すれば、保護者に連絡します。

登下校時に発生・・・・・・・・安全な場所に一時避難してから、学校もしくは自宅のより安全な方に行きます。
その後、学校では在校時と同様の措置をとります。

在校時発生・・・・・・・・交野市から発表される避難指示等に従い、より安全な場所に避難誘導します。
児童生徒は原則引き渡しによる下校とします。「緊急時引き渡しカード」に記載の方が迎えに来るまで学校で待機させます。お迎えの方を確認の上帰宅させます。

(2)震度4以下の地震が発生した場合

在宅時に発生・・・・・・・・原則として、臨時休業ではありません。
ただし、被害状況により、安全確保の点から臨時休校になる場合もあります。ご家庭でも児童の安全を第一に考え、危険な場合は登校を見合わせてください。

5. 校内への不審者侵入時の対応について

安全確認が取れた後、児童生徒は原則引き渡しによる下校とします。「緊急時引き渡しカード」に記載の方が、迎えに来るまで学校で待機させます。お迎えの方を確認の上帰宅させます
校区周辺で、重大な事件が発生した時は、臨時休業とし、お迎えをお願いすることもあります。

*災害時には、緊急配信メールを使用しての連絡はいたしますが、通信障害等が生ずることが予想されます。また、電話も繋がりにくい状況になることも考えられますので、気象情報・地震情報等を参考に保護者の判断で行動してください。
*被害状況によっては、学校に連絡をいただいても職員が出動できていない可能性もあります。その時はご容赦ください。
*放課後児童会は原則として学校が「臨時休業」となった時点で「臨時休会」となります。

災害時における児童、生徒の対応について

1. 児童、生徒が学校にいるときに、災害等が起きた場合

① 次の時は、児童、生徒を学校に待機させ、保護者等への引き渡しとします。・・・学校は臨時休業となります。

・震度5弱以上の地震が発生したとき、

・特別警報が発令されたとき、

・校内への不審者侵入もしくは校区周辺において重大な事件が発生したとき、

※「緊急時引き渡しカード」に記載の方が迎えに来るまで学校で待機させます。
お迎えの方を確認の上、引き渡します。

② 次の時は、原則、速やかに、集団下校させます。・・・学校は臨時休業となります。

・暴風警報が発令されたとき、（大阪府全域、東部大阪、交野市）

③ 下校時に、次のような場合、下校を見合わせ、安全を確認した上で、下校します。小学校は、集団下校します。

・突発的、局地的な大雨や雷が発生したとき、

※②,③であっても、状況においては、学校に待機させ、お迎えを要請する場合もあります

※交野市、大阪府から発表される警戒情報により、児童生徒を避難誘導することもあります。
※校区内で警戒レベル4が指示された場合は、当該地区の児童生徒は下校させず、学校に待機させます。

2. 児童、生徒が家庭にいるときに、災害等が起きた場合

① 次の時は、臨時休業となりますので、自宅待機させてください。

・震度5弱以上の地震が発生したとき、

・特別警報が発令されているとき、

・校区周辺において、重大な事件が起きたとき、

※休日等に発生したときは、次の登校日も臨時休業となります。
※学校及び通学路等の安全が確保され、安全に学習できるようになれば、連絡します。
※警戒レベル4（避難指示）が発表されれば、それに従い、避難してください。

② 暴風警報の発令の時間によって、登校か自宅待機を判断してください。

・午前7時において、発令中、・・・自宅待機、

・午前9時までに、解除されたとき、・・・午前9時より登校、2時間目より授業開始、

・午前9時において、発令中、・・・臨時休業、

③ 次の場合は、臨時休業となりませんので、通学路など周囲の状況等に注意し登校させてください。

・大雨警報のみが発令中のとき、

・震度4以下の地震が発生したとき、

※通学路等が危険な場合は、保護者の判断で、登校を見合わせてください。
連絡がとれる状況であれば学校にご一報ください。

※土砂災害や洪水によって、登校が危険と判断されるときには、休校や登校時間を遅らせる措置をとります。配信メールにて連絡いたします。

3. 児童、生徒の登下校中に、災害等が起きた場合

・安全な場所に一時避難してから、学校もしくは自宅のより安全な方に行きます。
・登校した場合は、1.の在校時と同様の措置をとります。
・家庭でどのように避難するか、話し合っておいてください。